

## 大分類G - 電気・ガス・熱供給・水道業

### 総 説

この大分類には、電気、ガス、熱又は水（かんがい用水を除く）を供給する事業所並びに汚水・雨水の処理等を行う事業所が分類される。

電気業とは、一般の需要に応じ電気を供給する事業所又はその事業所に電気を供給する事業所をいう。自家用発電の事業所も電気業に含まれる。

ガス業とは、一般の需要に応じ製造ガス、天然ガス又はこれらの混合ガスを導管により供給する事業所をいう。

熱供給業とは、一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー - 又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所をいう。

水道業とは、一般の需要に応じ水道管及びその他の設備をもって給水を行う事業所並びに公共下水道、流域下水道又は都市下水路により汚水・雨水の排除又は処理を行う事業所をいう。

# 中分類 3 3 - 電 気 業

## 総 説

この中分類には、一般の需要に応じ電気を供給する事業所又はその事業所に電気を供給する事業所が分類される。

自家用発電の事業所も本分類に含まれる。

小分類 細分類  
番 号 番 号

331 電 気 業

3311 発 電 所

発電機，原動力設備，その他の電気工作物を設置して電気を発生する事業所をいう。

水力発電所；火力発電所；原子力発電所；ガスタービン発電所；地熱発電所

3312 変 電 所

構外から送電される電気を更に構外に送電又は配電するために，構内に設置した変圧器，水銀整流器，シリコン整流器，その他の機械器具により変成する事業所をいう。

変電所

3313 電 気 事 業 所（本社，営業所等）

電気業における管理的事務及び利用者に対する安全管理・指導等の各種サービスを提供する事業所をいう。

電気事業会社本社・同支店・同支社・同営業所・同派出所・同サービスステーション・給電司令所；公営企業電気局（部）

× 電気保安協会 [ 9099 ]

## 中分類 3 4 - ガ ス 業

### 総 説

この中分類には、一般の需要に応じ製造ガス、天然ガス又はこれらの混合ガスを導管により供給する事業所が分類される。

天然ガスの採取を行う事業所は大分類 D - 鉱業 [ 0532 ] に分類される。

小分類  
番号

細分類  
番号

341 ガ ス 業

3411 ガス製造工場

一般の需要に応じ導管によりガスを供給するためガスを製造する事業所をいう。

ただし、天然ガスの採取を行う事業所は大分類 D - 鉱業 [ 0532 ] に分類される。

ガス製造工場；天然ガス業（導管により一般の需要に応じ供給するもの）

×天然ガス鉱業 [ 0532 ]

3412 ガス供給所

一般の需要に応じ導管によりガスを供給するためガスの受け入れ、貯蔵、送出及び整圧する事業所をいう。

ガス供給所（ガスタンク）；ガス整圧所

3413 ガス事業所（本社、営業所等）

ガス業における管理的事務及び利用者に対する保安・機器設備等に係る各種サービスを提供する事業所をいう。

ガス会社本社・同支社・同営業所；公営企業ガス局（部）

## 中分類 35 - 熱 供 給 業

### 総 説

この中分類には、一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所が分類される。

小分類 番 号	細分類 番 号
------------	------------

351	熱 供 給 業
-----	---------

	3511 熱 供 給 業
--	--------------

一般の需要に応じボイラ、冷凍機等により発生させた蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管により供給する事業所をいう。

ただし、温泉の泉源を保有し、ゆう出する温湯を旅館などに供給する事業所は大分類 Q - サービス業(他に分類されないもの) [ 9099 ] に分類される。

地域暖冷房業；地域暖房業；蒸気供給業

× 温泉供給業 [ 9099 ]

## 中分類 36 - 水道業

### 総説

この中分類には、一般の需要に応じ水道管及びその他の設備をもって給水を行う事業所並びに公共下水道、流域下水道又は都市下水路により汚水・雨水の排除又は処理を行う事業所が分類される。

小分類 細分類  
番号 番号

361 上水道業

3611 上水道業

一般の需要に応じ給水の目的で敷設する水道管及びその他の設備をもって人の飲用に適する水を供給する事業所をいう。

かんがい用水の供給を行う事業所は大分類 A - 農業 [ 0131 ] に分類される。

上水道業；水道用水供給事業；簡易水道業；上水道組合；上水道会社；水道局（部）・水道事務所・浄水場・配水場・ポンプ場・貯水池管理事務所・漏水管理事務所；船舶給水業

× 農業用水供給業 [ 0131 ]；貯水池建設事務所 [ 8051 ]

362 工業用水道業

3621 工業用水道業

一般の需要に応じ給水の目的で敷設する水道管及びその他の設備をもって、工業の用に供する水（水力発電の用に供するもの及び人の飲用に適する水を供給するものを除く）を供給する事業所をいう。

工業用水道局（部）；工業用水道組合；工業用水道事務所；工業用水浄水場；工業用水配水場；工業用水ポンプ場

× 上水道業 [ 3611 ]；工業用水建設事務所 [ 8051 ]

363 下水道業

3631 下水道処理施設維持管理業

主として下水を処理するために設けられる処理施設及びポンプ施設の運転、保守、点検などの作業を行う事業所をいう。

下水道処理施設維持管理業；下水処理場（維持管理の作業を行うもの）；下水ポンプ場（維持管理の作業を行うもの）

×ビルメンテナンス業 [ 9041 ]; 水質検査業 [ 7492 ]

3632 下水道管路施設維持管理業

主として下水を排除するために設けられる排水管，排水渠その他の排水施設の清掃，調査・点検，補修などの作業を一体的に行う事業所をいう。

下水道管路施設維持管理業；下水出張所（維持管理の作業を行うもの）

×産業用配管洗浄業 [ 9092 ]; 産業用上下水道管洗浄業 [ 9092 ]

3633 下水道事務所

下水道処理施設維持管理業，下水道管路施設維持管理業についての指導，管理を主として行うもので都道府県，市町村などの設置する事業所をいう。

主として下水道処理施設，下水道管路施設で維持管理のための作業を行う事業所は細分類 [ 3631 ， 3632 ] に分類される。

また，じんかい，汚物などの処理を行う事業所は大分類Q - サービス業（他に分類されないもの）[ 851 ， 852 ] に分類される。

下水道局（部）・下水処理場（維持管理の作業を行うものを除く）・下水出張所（維持管理の作業を行うものを除く）・下水ポンプ場（維持管理の作業を行うものを除く）

×清掃事務所 [ 8517 ]